

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第 42 号

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市屋外広告物条例施行規則（平成 8 年新潟市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「及びアドバルーン」を「、アドバルーン及び提灯」に改める。

第 10 条ただし書及び各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき定められた新潟市景観計画（平成 19 年新潟市告示第 59 号）における特別区域（以下「特別区域」という。）に係る条例第 6 条に規定する規格は、同計画における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおりとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の条例第 6 条に規定する規格は、それぞれの定めによるものとする。

（1） 法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合

（2） 市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

第 11 条中「基準」の次に「（以下「除外基準」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別区域のうち古町花街地区新道ゾーンにおける除外基準については、別表第 3 のとおりとする。

別表に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 11 条関係）

広告物等の種類	区分	特別区域のうち古町花街地区新道ゾーン
---------	----	--------------------

		における基準
(1) 条例第10条第1項第4号に掲げる広告物等	表示個数	1 施設又は1 物件につき1 個
	表示面積	ア 0. 5 平方メートル以内 イ 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線内を1 平面とみなしたものの大きさの2 0 分の1 以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等	表示個数（簡易広告物に係るものを除く。）	1 営業所等につき5 個以内
	表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	1 営業所等につき1 0 個以内
	表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計1 0 平方メートル以内
	道路への突出幅	1 メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(3) 条例第10条第2項第2号に掲げる広告物等	表示個数	1 団の土地又は1 物件につき2 個以内
	表示面積	合計1 平方メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(4) 条例第1	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。

0 条第 2 項第 3 号に掲げる広告物等	その他	ア 一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(5) 条例第 10 条第 3 項に掲げる広告物等	表示面積	1 平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(6) 条例第 10 条第 5 項第 1 号に掲げる広告物等		景観重要建造物及び景観重要樹木における基準	景観重要建造物及び景観重要樹木以外における基準
	表示面積	1 物件につき 5 平方メートル以内	—
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。 イ 当該建造物及び樹木と調和したものであること。	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。